

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十四条に規定する技能検定（前期）を実施するので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成二十七年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 実施する検定職種及びその等級

実施する検定職種、作業及び職種に応じ実施する等級は次のとおりであり、実技試験及び学科試験によって行います。

1 一級及び二級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業）、工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、建設機械整備（建設機械整備作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、印刷（オフセット印刷作業）、プラスチック成形（射出成形作業）、石材施工（石張り作業）、左官（左官作業）、タイル張り（タイル張り作業）、畳製作（畳製作作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）、表装（表具作業及び壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）、広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）、写真（肖像写真デジタル作業）及びフラワー装飾（フラワー装飾作業）

2 三級

園芸装飾（室内園芸装飾作業）、造園（造園工事作業）、金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化处理作業及び高周波・炎熱処理作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、仕上げ（機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、左官（左官作業）、写真（肖像写真作業）及びフラワー装飾

（フラワー装飾作業）

二 実施期日及び実施場所等

1 実技試験

（一） 実施期日

平成二十七年六月三日（水）から同年九月八日（火）までの間において、別途奈良県職業能力開発協会が指定する日に行います。

（二） 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

（三） 問題の公表

実技試験の問題は、平成二十七年五月二十七日（水）以降、奈良県職業能力開発協会において閲覧に供するとともに、受検申請者宛て送付します。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しません。

（四） 手数料

奈良県手数料条例（平成十二年三月奈良県条例第三十三号）で定める額とします。

2 学科試験

（一） 実施期日

検定職種	実施期日
三級園芸装飾（室内園芸装飾作業）、三級造園（造園工事作業）、三級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業）、三級仕上げ（機械組立仕上げ作業）、三級機械検査（機械検査作業）、三級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、三級左官（左官作業）及び三級フラワー装飾（フラワー装飾作業）	平成二十七年七月十九日（日）
一級及び二級造園（造園工事作業）、一級及び	平成二十七年八月二十三

二級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）、一級及び二級金属プレス加工（金属プレス作業）、一級及び二級プラスチック成形（射出成形作業）、一級及び二級塗装（建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業）及び三級金属熱処理（一般熱処理作業、浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業及び高周波・炎熱処理作業）	日（日）
一級及び二級機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシニングセンタ作業）、一級及び二級鉄工（構造物鉄工作業）、一級及び二級電子機器組立て（電子機器組立て作業）、一級及び二級建設機械整備（建設機械整備作業）、一級及び二級家具製作（家具手加工作業）、一級及び二級建具製作（木製建具手加工作業）、一級及び二級印刷（オフセット印刷作業）、一級及び二級左官（左官作業）、一級及び二級畳製作（畳製作作業）、一級及び二級内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業）及び一級及び二級広告美術仕上げ（広告面粘着シート仕上げ作業）	平成二十七年八月三十日（日）
一級及び二級写真（肖像写真デジタル作業）及び三級写真（肖像写真作業）	平成二十七年九月二日（水）
一級及び二級園芸装飾（室内園芸装飾作業）、一級及び二級放電加工（数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業）、一級及び二	平成二十七年九月六日（日）

級建築板金（内外装板金作業）、一級及び二級工場板金（曲げ板金作業及び打出し板金作業）、一級及び二級仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業）、一級及び二級電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業）、一級及び二級石材施工（石張り作業）、一級及び二級タイル張り（タイル張り作業）、一級及び二級表装（表具作業及び壁装作業）及び一級及び二級フラワー装飾（フラワー装飾作業）

(二) 実施場所

別途奈良県職業能力開発協会から通知します。

(三) 手数料 三千百円

三 受検申請の手続

1 提出書類等

(一) 技能検定受検申請書

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(三) 手数料

2 提出先

奈良県職業能力開発協会

住所 郵便番号六三〇―八二二三 奈良市登大路町三八番地の一 奈良県中小企業会館二階

電話 〇七四二(二四) 四一二七

3 受付期間

平成二十七年四月六日（月）から同月十七日（金）まで

4 受検申請に関する注意

(一) 技能検定は、働く方々の職業能力を評価する試験ですので、受検するためには原則として一定の実務経験が必要となります。

(二) 技能検定受検申請書（以下「申請書」といいます。）の用紙及び受検案内は、

奈良県職業能力開発協会等で配布します。

- (三) 申請書を郵送する場合は、必ず現金書留とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証する書面又はその写しを同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限られ、受け付けます。

- (四) 実技試験の手数料及び学科試験の手数料を申請書に添えて納付してください。

- (五) 実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

- (六) 受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しません。

四 合格の発表等

1 技能検定合格者の発表

平成二十七年十月二日（金）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。ただし、平成二十七年七月十九日に学科試験を実施する職種については、同年八月二十八日（金）に、合格者の受検番号を県庁前掲示場に掲示します。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、奈良県職業能力開発協会から平成二十七年十月二日付けの書面で通知されます。ただし、平成二十七年七月十九日に学科試験を実施する職種については、同年八月二十八日付けの書面で通知されます。

3 技能検定合格証書等の交付

一級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、二級及び三級の技能検定の合格者には知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

五 その他

技能検定について不明な点は、奈良県産業・雇用振興部雇用労政課又は奈良県職業能力開発協会までお問い合わせください。